

吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行細則の骨子案

1 背景

社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年（2021年）5月19日公布のデジタル社会形成整備法により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）が改正されました。従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されていましたが、これらが個人情報保護法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。

これにより、全国的な共通ルールの下で、個人情報保護法の的確な運用が図られることになりました。その上で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されています。

そこで、吹田市個人情報保護条例及び吹田市個人情報保護条例施行規則を廃止し、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行細則を制定するものです。

2 個人情報保護法の内容に変更される事項

次の(1)～(5)は、全国で共通のルールを適用するため、個人情報保護法により条例で異なる内容を定めることが禁じられていることから、現行条例の運用から個人情報保護法の内容に従った運用に変更される事項です。

(1) 個人情報の範囲

死者に関する情報は個人情報に含まれなくなります。ただし、死者に関する情報が、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当します。

(2) 個人情報の収集等の制限

現行条例で定めている次の制限がなくなります。

ア 個人情報の収集は原則として本人から直接収集するものとし、本人以外からの収集について限定する制限

イ 要配慮個人情報の取扱いを原則として禁止する制限

(3) 非開示情報の一部

次の情報が非開示情報となります。

ア 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

イ 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等

(4) 審議会への類型的な諮問の義務付け

個人情報の収集、目的外利用、外部提供、新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとのオンライン結合について、審議会への諮問は許容されないこととなります。

(5) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため開示決定等の期間を再延長する場合の期限を、現行条例の15日を限度とするものから、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分について当該期間内に開示決定をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定をすることとします。

3 現行の運用を維持する事項

(1) 開示決定等の期限

開示決定等に係る期間等を、現行条例における運用と同じ期間となるよう規定します。

(例) 開示請求に係る開示決定の期限を、開示請求のあった日から14日以内とします。

(2) 訂正請求、利用停止請求における開示請求前置の不採用

現行条例における運用と同様に、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求の対象を、開示決定により当該保有個人情報として開示を受けたものに限らないこととします。

(3) 運用状況の公表

個人情報保護制度の運用状況の公表について、現行条例と同様に実施することとします。

4 現行の運用を見直す事項

(1) 個人情報取扱事務の開始の届出

現行条例では、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長への届出を必要とし、その届出に係る事項について一般の閲覧に供することで、市民等が自己の個人情報の所在等を確認することができるようにしていますが、個人情報保護法では、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられ、これにより自己の個人情報の所在等の確認ができることから、個人情報取扱事務の開始の届出を廃止します。

(2) 個人情報苦情処理委員

現行条例では、個人情報の取扱いに関する苦情の相談を受け、是正その他の必要な措置を講ずるよう勧告をする個人情報苦情処理委員を置くこととされていますが、個人情報保護委員会等が同様の役割を担うようになること、市においても引続き各種相談窓口や各担当室課で苦情の相談に対応していくことから、個人情報苦情処理委員を置かないこととします。

5 施行予定日

令和5年(2023年)4月1日